

Public Information Furubira

2015〔平成27年〕

広
報

ふるびら

5月号
No.474



4月6日 古平小学校入学式
(撮影場所:古平小学校体育館)

子育て支援制度！



地域の子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができ、この法律と関連する法律に基づいて子ども・子育て支援制度が、この4月に本格スタートしました。

★ポイント

①消費税の引き上げ分を財源として、子ども・子育ての支援の質と量の拡充を図る。

②認定こども園等の利用方法が変わる。

◆古平町の取組み

全国の市町村で、平成27年4月から5年間を期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが定められています。

古平町でも、この計画の策定にあたって、平成25年11月に0歳から小学校6年生までの子を持つ保護者に対しアンケート調査を実施しました。

そのニーズを基に、町としてサービスをどう展開していくか、ということを描くため、子育て支援の担当職員や父母会会長、子ども・子育てに普段から深く関係する方々と一緒に「古平町子どもハートふるプラン」を策定しました。

この計画では、国で定められた13の項目に分けて、今後の取組みを掲載しています。



子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援地域行動計画

古平町子どもハートふるプラン

項目	内容	今後の取り組み
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業	現在も子育て支援センターにおいて相談や援助を行っています。今後も支援を継続します。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	古平町の子育て支援センターは週5日開所しており、年齢別の広場やサークル活動も活発に実施しています。今後も支援を継続します。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、必要に応じた医学的検査を実施する事業	これまで一人ひとりの妊婦に対してきめ細かな対応をしています。今後も事業を継続します。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	現在も最低1人1回の訪問は実施しています。今後も継続し、さらに必要な状況が生じた場合には随時対応します。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業	古平町では、これまで児童虐待の件数はありませんが、万が一発生した場合には、速やかに対処します。また、乳児訪問による保健師の対応のみに頼っている部分があり、虐待の予防のために関係機関で勉強会等を開催していきます。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	古平町においては、これまで実績がありませんが、事案発生した場合には、委託先の児童養護施設と連携を取りながら対応します。(余市町、仁木町に各1施設が利用可能となりました。) 詳しくはチラシをご覧ください
⑦ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業	アンケート調査ではニーズが比較的多い事業です。古平町のような小規模の町にとって「センター」としての設置が本当に必要なのか、他の事業等でも対応が可能かなどを判断し、事業所の設置の可否を検討していきます。
⑧一時預かり事業	家庭においての保育が一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	保護者からのニーズの高い事業です。実施に向けては、必要な人材を育成するなど、事業の早期実施を目指します。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業	保護者からのニーズが高い事業です。事業実施には、保育士が不足します。保育士の確保には毎年困難を極めておりますが、人材の確保に努め、事業実施を目指します。
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業	保護者からのニーズが高い事業です。事業実施にあたっては、高度な専門知識を持つ職員の確保など、解消困難な問題がたくさんあります。この事業に関しては、実施不可能です。
⑪放課後児童クラブ	保護者が労働等により居間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	古平町では民間で事業を実施しています。働く保護者にとって必要不可欠であり、2～3年後を目途に町営での事業実施を検討します。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の所得の状況等を勘案して、保護者が施設に支払うべき日用品、文房具等の必要な物品の購入に要する費用又は行事参加に要する費用等を助成する事業	これまでは保護者に負担となるような高額な実費負担はありませんでした。今後発生するような場合には事業の実施を検討します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用し、施設等の設置又は運営を促進するための事業	古平町のような小規模町な町では、民間事業者の新規参入は考えにくいので、特に取り組みはしません。



はじめました！ 子ども

新制度により増える教育・保育

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さを合せ持つ認定こども園の普及を図ること、また、少人数の子どもを保育する地域型保育事業を創設し、3歳未満児の保育の場を確保することを目指しています。

古平町に無い事業は、他町村で実施している事業の広域利用が可能です。

(但し、利用定員の関係で利用できない、又は待機となる場合があります。)

★幼稚園(1号認定)

幼児期の教育を行う教育機関。昼過ぎごろまでの教育時間のほか、預かり保育等を実施

★認定こども園(1. 2. 3号認定)

幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設



★保育所(2. 3号認定)

就労などのため家庭で保育できない場合に利用できる施設

★地域型保育事業(新設)

0～2歳の子どもの対象とした少人数の保育事業。保育所と同様に就労などのため家庭で保育が出来ない場合に利用できる事業



利用の認定制度の導入・施設の選び方

子どもの年齢や保護者の就労状況などにより、ご利用できる施設や事業を選ぶことができます。新制度における施設や地域型保育を利用するためには、利用の認定を受ける必要があります。この認定は、保護者の申請に基づき、町が「支給認定証」を交付することにより行います。

利用希望・就労状況等	利用の認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上 教育を希望 《対象世帯:特別な要件なし》	1号認定 (教育標準時間)	幼稚園、認定こども園 ※教育標準時間(4時間)のほか預かり保育の利用も可能
満3歳以上 保育の必要な事由に該当し、保育を希望 《対象世帯:共働き世帯など》	2号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	保育園、認定こども園
満3歳未満 保育の必要な事由に該当し、保育を希望 《対象世帯:共働き世帯など》	3号認定 (保育標準時間) (保育短時間)	保育園、認定こども園、 地域型保育事業



利用者負担

新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲で町が定めました。

□1号認定(幼稚園、認定こども園)

新制度に移行する幼稚園等の保育料は、左表のとおり町が定めます。

古平町では、国が定める上限額の50%～80%の範囲で、低所得者に配慮した金額を定めました。

□2, 3号認定(認定こども園、保育園、地域型保育事業)

前年度保育料(国基準)と同額となっております。

【1号認定の保育料】

階層区分		上限額/月
①生活保護世帯 など	据置	0円 (国基準 0円)
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	据置	2,400円 (国基準 3,000円)
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	国基準 5割	8,000円 (国基準16,100円)
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	国基準 6割	12,300円 (国基準20,500円)
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	国基準 7割	17,900円 (国基準25,700円)

◇お問合せ先

・新制度全般

民生課 福祉係 ☎42-2181

・保育認定・入園手続き

子育て支援センター ☎42-4151



平成27年度予算 事業概要

先月号の8ページで平成27年度町の一般会計予算額は、35億5500万円とお知らせしました。今月号では、その予算の主要な事業（おおむね100万円以上）をお知らせいたします。

教育・子育て

◆子ども医療費助成事業（959万5千円）

高校3年生までの子どもが病院等やかかった医療費の全額を助成する事業

◆中学校グラウンド整備事業（188万円）

平成6年度に整備した中学校グラウンドの黒土補充、かきおこし、転圧を実施



中学校グラウンド

◆文化会館外壁等改修事業（734万2千円）

山側外壁のクラック部分の改修工事を実施

◆高等学校生徒遠距離通学補助事業（546万円）

余市町、小樽市の高校へ通学する生徒の通学定期代の一部を助成する事業

健康・福祉

◆小樽掖済会病院附属古平診療所所有床診療維持事業（6,000万円）

本町唯一の医療機関である小樽掖済会病院附属古平診療所に対して、経営維持のために赤字相当額の運営費を助成する事業

◆小樽掖済会病院附属古平診療所施設・設備等購入事業（1億6953万4千円）

町立診療所開設に向け（社）日本海員掖済会が所有する施設・設備等を購入する事業

◆予防接種事業（677万2千円）

子どもの年齢ごとに行う定期予防接種を実施するほか、インフルエンザ、乳児ロタウイルス、高齢者肺炎球菌等の予防接種を受けた場合の自己負担金を助成する事業

生活・環境

◆沖集会所建替事業（4035万円）

昭和54年度に建設された沖集会所の建替え事業

◆アルミ窓他改修事業（224万7千円）

地域福祉センターの窓の取替えや網戸の取付けを实

施

◆橋梁長寿命化修繕計画事業（2560万円）

第2冷水橋と古平大橋の修繕工事を実施

◆雪寒機械更新事業（2699万円）

シャッター付マルチプラウを装着した除雪ドーザー1台とスノーバケット1基を購入する事業

◆清川団地建設事業（1億5817万6千円）

清川団地2棟8戸を建設する事業

◆栄団地住戸改善事業（1640万千円）

栄団地4棟16戸の屋根の葺き替えを実施

◆住宅リフォーム等支援事業（600万円）

より快適な住環境とするため、20万円以上のリフォームに対して、30万円を限度に補助する事業：詳細はP8を参照

◆定住促進共同住宅建設補助事業（1000万円）

民間賃貸共同住宅を建設する法人または個人に対し建築費の一部を補助する事業：詳細はP9を参照

産業・観光

◆群来船揚場波除堤改良事業（1740万円）

群来船揚場の先端の倒壊部分の改良工事を実施

◆ウニ・ナマコ種苗放流事業（106万1千円）

東しやこたん漁協古平地区浅海漁業部会が実施するエゾバフンウニ、ナマコの人口種苗放流等にかかる費用を助成する事業

◆がんばろう！ふるびら特別対策事業（7826万5千円）

ふるさと納税贈呈品事業や新規起業家への雇用奨励金交付事業のほか、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業、マスコットキャラクター「ふるっぴ〜」入りのエコバック作成費用への助成などをする事業



ふるっぴ〜

土砂災害警戒区域等が 指定されます

土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、生命又は身体に危険が生じるおそれがある地域	急傾斜地の崩壊や土石流等が発生した場合に、 <u>建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危険が生じるおそれがある</u> 地域
危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる	一定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われる

平成26年8月の広島県、北海道札幌文島など全国で相次いで大規模な土砂災害が発生しています。

北海道では、住民の皆さんの生命や財産を守るため、土砂災害が発生した場合に、被害を受けるおそれのある区域の調査を進めており、この調査結果を基に「土砂災害警戒区域」の指定を行っています。

■土砂災害警戒区域とは

土砂災害警戒（特別）区域とは、町内の土砂災害（土石流・急傾斜地・地滑り）危険箇所のうち、土砂災害防止法に基づく詳細な調査が終了し、北海道が指定する区域です。

■今回は5箇所指定

古平町内には土砂災害危険箇所が40箇所あり（平成26年3月に全戸配布した防災ハンドブックで確認できます）、今回は、そのうち浜町や群来町、丸山の川、新地西の沢川の5箇所が4月14日に指定されました。

今後、残りの箇所も調査を進めていき、対象となる場合は土砂災害警戒区域等として指定されます。

■対象者に説明会を実施

3月23、24日の2日間、役場会議室と西部集会所で、土砂災害警戒区域等の指定に関する説明会が開催されました。



説明会（西部集会所）

説明会には、対象者11名が参加。北海道後志総合振興局小樽建設管理部より土砂災害の発生状況や区域指定について、町の防災対策係長より避難体制の整備などについて説明されました。

対象となる方には「土砂災害警戒区域防災マップ」を配布しています。大雨のときには避難が必要となる可能性がありますので、説明会に参加されなかった方も防災マップを確認してください。

■防災無線等の情報に注意

町では、大雨注意報・警報、土砂災害警戒情報などが発表された場合、基準に基づいて避難準備情報や避難勧告等を発令します。

避難場所は文化会館です。（※避難場所は大雨等の状況により変更になる場合があります）大雨のときには防災無線等の情報に注意してください。

◇お問合せ先

- ・土砂災害警戒区域に関すること
北海道後志総合振興局
小樽建設管理部

☎ 0134-54-7670

- ・警戒避難体制に関すること
役場 企画課 防災対策係

☎ 42-2181

まちづくりアンケート調査結果

その3

「まちづくりアンケート調査」の3回目の結果報告です。今月は「老後の不安」 「老後の不安内容」 「高齢者の生きがい」 「協働・町民参加」の4項目についてお知らせいたします。

老後の不安

「大いに感じている・少し感じている」を合わせると、どの年代でも50%以上が不安を感じている結果となりました。さらに、30代以上では90%を超えており、町内の景気状況などの不安定な要素が、そのまま反映された結果となりました。

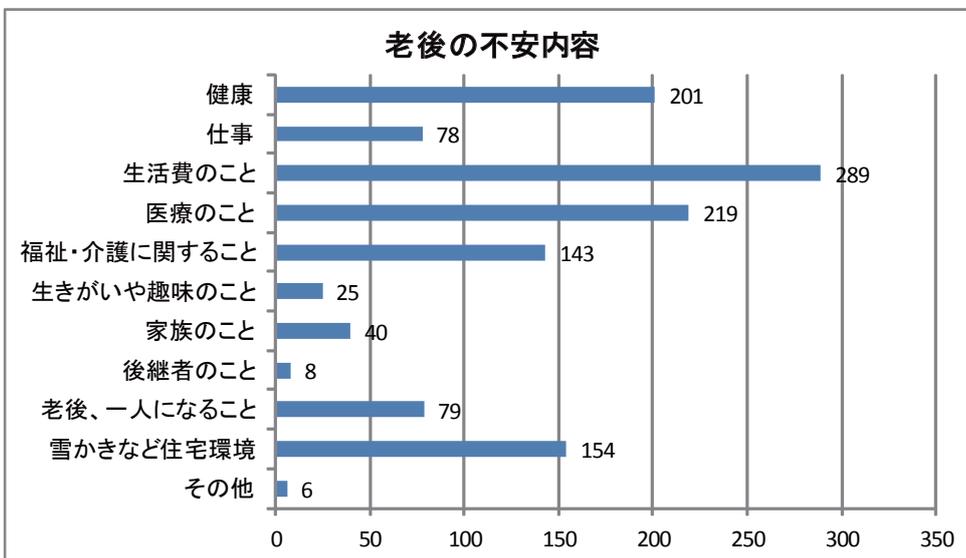
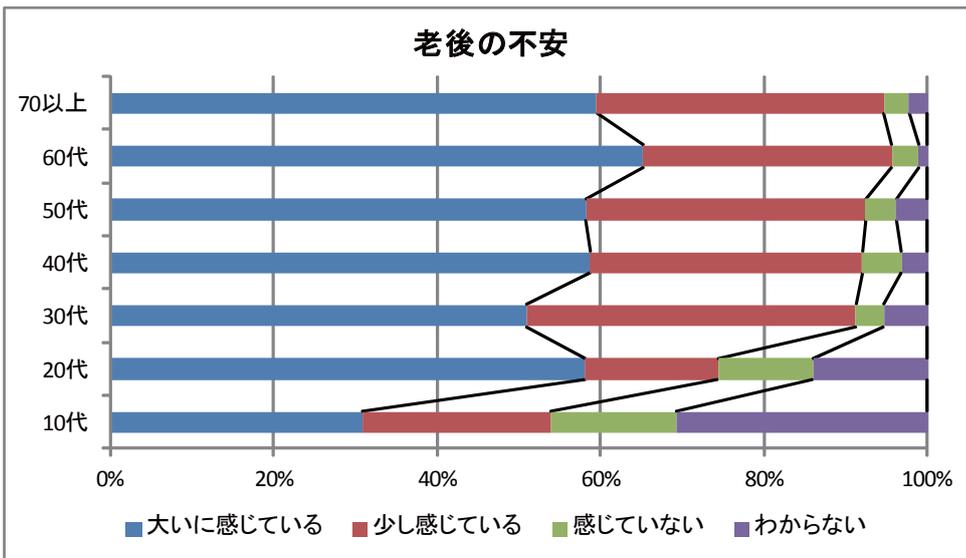
この傾向は平成22年の調査時とまったく同様ですが、次の項目「老後の不安内容」にある具体的な不安要素を改善する取組みが重要となります。

老後の不安内容

アンケートで老後に不安を感じている多くの理由は「生活費のこと」「医療のこと」「健康」でした。この傾向は平成22年の調査時と

まったく同様ですが、「雪かきなど住宅環境」の項目については、大きく増加しており、近年の大雪により住宅環境に不安を抱えている状況が考えられます。このことから、生活費、

医療、健康とともに雪かきなどの住宅環境対策を古平町として、しっかりと着実に進めなければなりません。



高齢者の生きがい

協働・町民参加

このことから、老人ホーム等の整備などだけではなく、介護人への支援対策についても古平町としてしっかりと着実に進めなければなりません。

「10代〜40代」と「50代以上」の回答を比較すると、上位にくる生きがい施策は、同内容のものが多くなっています。この傾向は平成22年の調査時とまったく同様ですが、「10代〜40代」における「自宅の介護人への支援」の回答割合については、特に増加しています。これは、自宅での親の介護などで負担を感じている方が増えていることが考えられます。

アンケートで協働・町民参加したい内容の多くは「お年寄りや障害のある方への支援活動」「美しいま

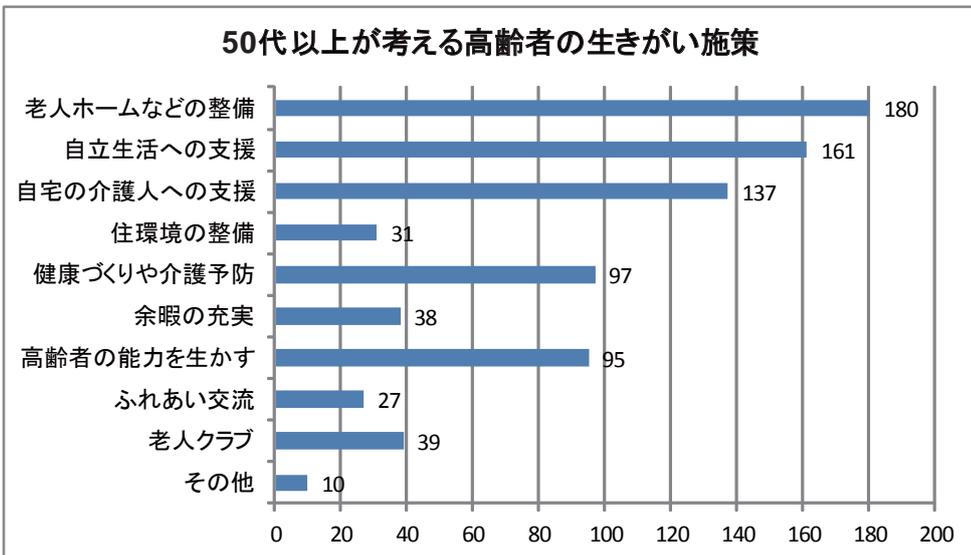
ちをつくるための美化清掃活動」「町内会などの地域の活動」でした。この傾向は平成22年の調査時とまったく同様ですが、「参加したくない」の項目については、大きく増加しており、

参加しやすい環境づくりなども進めていく必要があります。

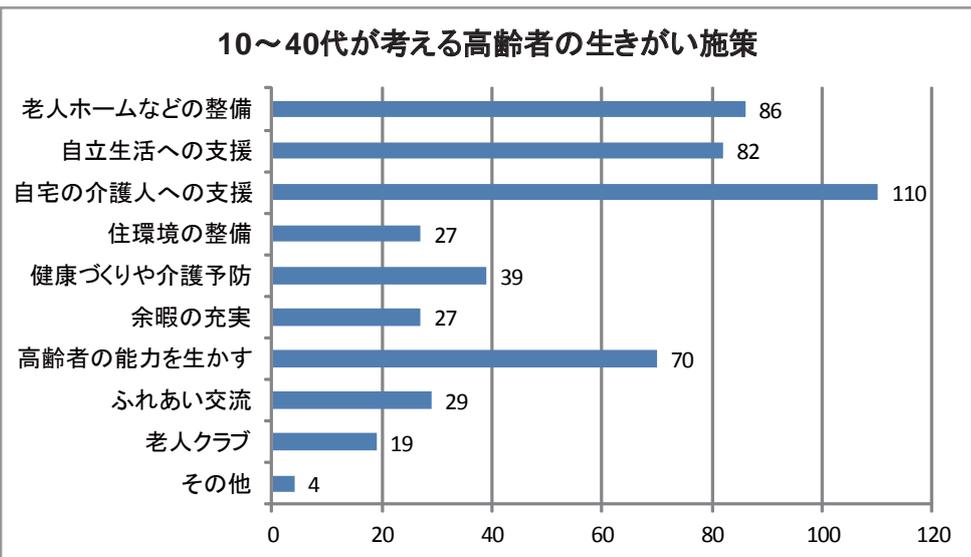
◇担当 企画課 企画調整係
(人見・齊藤)
☎ 42-2181 (内線26)



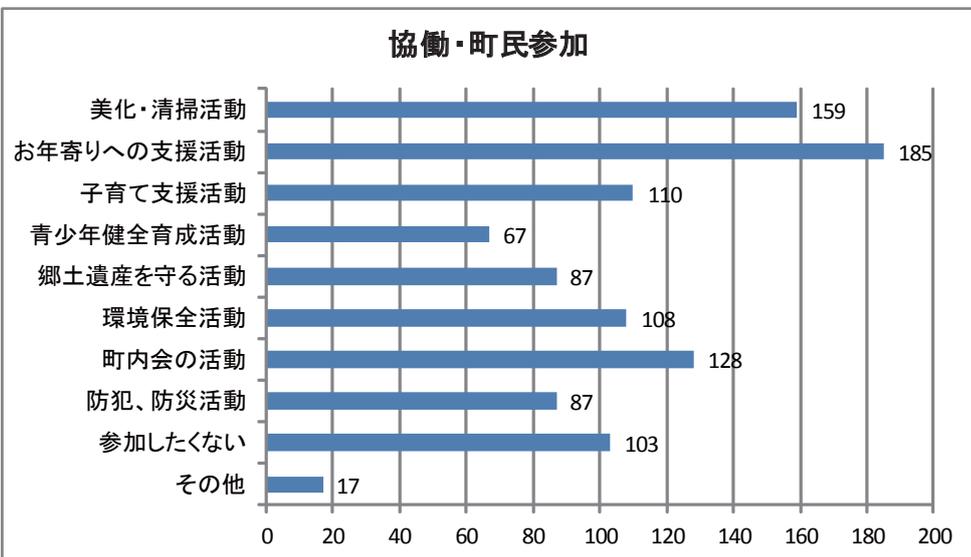
50代以上が考える高齢者の生きがい施策



10〜40代が考える高齢者の生きがい施策



協働・町民参加



住宅のリフォームに補助金が受けられます



町内の登録建設業者に依頼して、住宅等のリフォームを行う場合に、予算の範囲内で工事費の一部を補助する「住宅リフォーム等支援補助金」を今年度も実施します。

この制度は平成25年度から3年間の計画で実施しており、今年度が最終年度となります。



あつて、現に居住している方

- ◆ 申込者及びその世帯員それぞれの今年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること

- ◆ 下水道の供用区域内においては、接続済である若しくは今回のリフォーム補助制度において下水道接続工事を含むリフォーム工事を行う方（※下水道接続工事は、トイレと他の雑排水の全てを下水道に接続する必要があります）

【対象となる住宅】

古平町内の一戸建て住宅及び店舗や事務所併用住宅（※店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）

【対象となる工事】

既存の住宅の機能を維持又は向上させる増改築や修繕、模様替えなどの改修工事。次の条件を全て満たしている工事

- ◆ リフォームの工事費用が20万円以上（消費税込）であること
- ◆ 町に資格を登録した事業者（町内

に本店がある法人または町内に住所を有する個人）が行う工事であること

- ◆ 平成28年2月29日までに完了する工事であること

※詳しい対象工事の内容については、下記までお問い合わせください。

【対象とならない工事】

対象とならない工事の例は、次のような工事です。

- ◆ 住宅の新築・購入（中古住宅を含む）
- ◆ リフォームを目的としない既存住宅の解体工事
- ◆ 住宅と別棟の車庫や物置の設置及び改修
- ◆ 門・塀・アスファルト舗装などの外構工事
- ◆ 融雪設備の設置及び改修
- ◆ 家電製品、家具等の設置及び交換
- ◆ 設計費、工事監理費など

【申込受付場所・時間】

- ◆ 受付場所は、問合せ先と同じ
- ◆ 申請書、工事費内訳書、同意書及

び写真を持参してください。（写真は施工前で、施工する箇所・範囲を写したもの）

- ◆ 申込期間は平成27年4月1日から随時受付（但し土日、祝日を除く）
- ◆ 受付時間は午前8時45分から午後5時30分です。

【補助金の特例】

次の要件を満たす法人又は個人が、町内に所有する事務所、工場、店舗、倉庫又は賃貸住宅などの住宅以外の建物に下水道接続を行う場合にも、補助金を利用することができます。

- ◆ 法人にあつては、町内に本店を有するものであつて、直前の事業年度の町民税法人税割が課せられていないこと。

- ◆ 個人にあつては、申込者及びその世帯員それぞれの今年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること。（古平町に住民登録をしている者に限る） ※補助対象となる建物ごとに補助します。

【お問合せ先】

役場 建設水道課 建築係 大原
☎ 42-2181（内線43）

【補助金を申込できる方】

- ◆ 次の条件を全て満たしている方
- ◆ 古平町に住民登録している方
- ◆ リフォームを行う建物の所有者で

【補助金の額】

- ◆ リフォーム工事費の30%で一戸当たり30万円が上限額です。
- ◆ 補助金は同一の住宅について1回限りしか使えません。
- ◆ 補助金は1人につき1回限りしか使えません。
- ◆ 昨年度利用した方は使えません。

古平町賃貸共同住宅建設費に対する補助金制度のお知らせ

古平町では、町内にアパートやマンションなどの民間賃貸共同住宅を建設された方（個人又は法人）に、その費用の一部を補助いたします。
※平成27年度の実施となります

○補助金額

- 1戸あたり
 - ・1LDKの場合：120万円
 - ・2LDKの場合：180万円
 - 1棟あたり1000万円を限度とします。
- ※予算額に達し次第終了となります

○賃貸共同住宅の主な要件

- ・新築であること
- ・下水道供給区域に新築すること
- ・1棟あたり2戸以上の戸数を有し、1LDK及び2LDKそれぞれ最低1戸以上を有すること
- ・各戸に玄関、便所、洗面所、浴室及び台所を設置していること
- ・1戸あたり車1台以上の駐車場及びおむね2㎡以上の物置を設置すること

・平成28年3月末までに建物が完成していること

○申込期間

平成27年4月1日から
平成27年8月31日まで

工事内容等に係る事前の審査がありますので、詳細はお問い合わせください。

◇お問合せ先

役場 建設水道課 建築係
☎ 42-2181



消防団演習のお知らせ

次のとおり古平消防団消防演習を実施します。

○日時 平成27年5月10日（日）

午前9時

○場所 文化会館

○サイレン吹鳴

午前7時（演習サイレン）

午前9時（時報サイレン）

サイレンを吹鳴いたします。大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いいたします。

なお、当日は文化会館前駐車場に駐車しないようお願いいたします。

◇お問い合わせ先

北後志消防組合 古平支署
☎ 42-2068

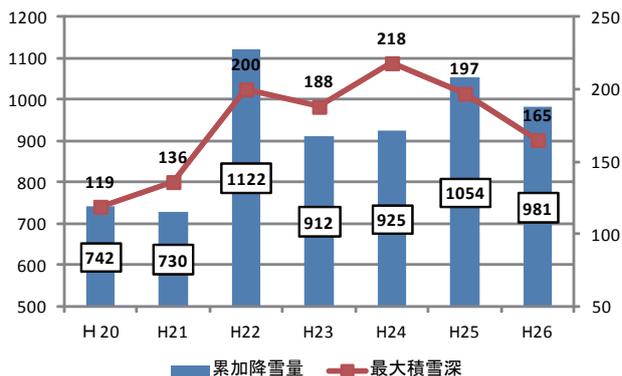


今年は雪どけが早かった

最大積雪深とは降り積もった雪が最も高かった値です。気温の上昇等により雪が融けるなど毎日変化します。今シーズンは1m65cmでした。（左表参照）

また、累加降雪量とはそのシーズンに毎日降った雪の量を合計したものです。今シーズンは9m81cmでした。

今シーズンは3月29日に積雪0cmとなり、3月中に積雪がなくなるのはH19年度以来となりました。



※計測値は役場駐車場で計測したものです。



後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の見直しについて～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成26年度

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円＋（24万5千円×世帯の被保険者数）
2割軽減	33万円＋（45万円×世帯の被保険者数）

平成27年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円＋（ 26万円 ×世帯の被保険者数）
2割軽減	33万円＋（ 47万円 ×世帯の被保険者数）

■ 今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減
214万円	-	2割	-	105,300円	10,300円減
215万円	-	2割	-	106,400円	10,200円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
		前年度	新			
218万円	夫妻	2割	5割	-	94,100円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
220万円	夫妻	2割	5割	-	96,200円	15,400円減
		-	-	-	25,700円	15,400円減
259万円	夫妻	-	2割	-	152,600円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減
262万円	夫妻	-	2割	-	155,800円	10,300円減
		-	-	-	41,100円	10,300円減

◆ 保険料の計算方法（平成27年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得－33万円)×10.52%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	---

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成27年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

古平町役場 民生課 健康保険係

電話 42-2181(内線 57、39)



小・中39人が新生活スタート!

古平小学校・中学校で入学式



【小学校】

古平小学校の体育館で4月6日、入学式が行われ、23人が新しく始まる学校生活に胸いっぱい希望を抱え6年間の小学校生活をスタートさせました。

式では、全校児童や保護者の温かい拍手を受けながら新1年生が笑顔で入場しました。

担任の都築先生から新1年生の名前が呼ばれるとみんな元氣よく返事をしました。

中田校長先生は「小学校はとても楽しいところですよ。お手本になるお兄さんお姉さんもたくさんいます。友達に優しい元氣な1年生になってください」と呼びかけました。

在校生を代表して6年生で児童会長の平野奈見さんは「みなさんが来るのをとても楽しみにしていました。分からないことがあったら何でも聞いてください。一緒に頑張りたいですよ」と歓迎の言葉を述べました。

式の後、町内各団体より入学祝として記念品が贈られました。

団体名	記念品
古平町交通安全協会	自転車用ヘルメット
古平町建設協会	絵の具セット
幼児センターみらい保護者会	算数ボックス、ねんど板 他
日本マクドナルド	黄色いふえ
損害保険ジャパン・明治安田生命・みずほFG	交通事故傷害保険付き「黄色いワッペン」
東しゃこたん漁業協同組合	スケッチブック
余市警察署	広角ダークシルエットキーホルダー 他
コープさっぽろ	ランドセルカバー



【中学校】

4月7日、古平中学校体育館で、入学式が行われ新入生16人が新たな学校生活をスタートさせました。



式では、学生服やセーラー服姿の新入生が、吹奏楽部の演奏に合わせて少し緊張した表情で入場すると在校生や保護者などが大きな拍手を送っていました。

村井校長先生は「学校生活に早く慣れて、学習やスポーツ、文化的な活動に自分から積極的に取り組んで

いきましよう」とあいさつ。在校生を代表して3年生で生徒会長の五十嵐美桜さんが「テストや礼儀など小学校と中学校では違うことがたくさんありますが、細かいことにも気を配って楽しい中学校生活を送りましょう」と歓迎の言葉を述べました。

最後に新入生を代表して八幡花里さんが「中学生としての自覚を持ち、ルールを守って部活動や学習に取り組めます」と誓いの言葉を述べて式を閉じました。



小樽市と古平町が協定締結

原子力災害時等における広域避難に関する協定



3月26日、小樽市と古平町が「原子力災害時等における広域避難に関する協定書」を締結しました。締結式は小樽市役所で行われ、小樽市の中松義治市長と古平町本間順司町長が署名し書面を取り交わしました。古平町は、原子力災害が発生した場合、小樽市内のホテル等へ避難を実施することになり、小樽市の応援協力が必要となります。



協定書には、ホテルなどの受け入れ態勢が整うまでの間、小樽市が一時滞在場所を確保することや平常時から情報交換を行うことなどが盛り込まれました。本間町長は、「町民が安心安全に小樽市へ避難する体制が整った。今後小樽市との連携強化を進めていきたい」と話していました。



新しいお友達といっばい遊ぼう

幼児センター 入園式



4月1日、認定こども園ふるびら幼児センターみらいで、入園式が行われました。保護者の温かい拍手を受けながら各クラス担任を先頭に55人の園児が年齢順に笑顔で入場しました。式では野島所長が「先生や新しいお友だちとお遊戯やお絵かきなど、

元気いっばい遊んでください」と園児たちに呼びかけていました。また、古平町交通安全推進委員会から園児にプレゼントがあり、本間町長から園児を代表して猪股遊生くんに手渡されました。園児紹介では、担任の先生が一人ひとりの名前を呼ぶと「はい」と元気に返事をし、これからの園生活を楽しみにしているようでした。



3/3(火)~19(木)

「ボディワークで正しい姿勢を保つ」～健康教室



3月3日～19日、海洋センターで、健康教室が開かれました。町民の健康増進を目的とし、健康ダンベル体操やボディワーク、リラククスヨガなど全5回開催されました。

講師は札幌の(有)ダックススポーツのインストラクターで、14人の参加者は講師の手本を真似しながら、ダンベルの重さを利用して体を引き締める運動や正しい姿勢を保ちひざに負担の少ない歩き方などを体験していました。

参加していた高野紀子さんは「ウォーキングで歩き方を教えてもらい歩きやすくなりました。肩こりも改善されました。楽しかったです」と話してくれました。

3/24(火)

「地域防災計画の改定」～古平町防災会議



3月24日、文化会館で、地域防災計画の改定や策定を行うため防災会議が開かれました。会議には会長の町長をはじめ、余市警察署長や古平消防支署長、古平郵便局長など14人が出席しました。

始めに、町の防災対策係長より、古平町の防災対策事業の概要が報告され、その後、地域防災計画の改定などについて協議されました。今回の古平町地域防災計画の改定・策定は、国の防災基本計画の修正や北海道地域防災計画の見直しに基づくもので、「本編及び資料編」の改定、「地震・津波防災計画編」の策定、「原子力防災計画編及び原子力防災計画資料編」の修正などが行われました。

4/7(火)~15(水)

「新入学児童に交通安全を呼びかけ」～交通安全街頭指導



4月7日、9日、15日の3日間、新入学児童等の交通事故を防止するため、交通安全街頭指導が行われました。役場前の交差点や小学校下の交差点で「交通安全指導」として町交通安全指導員や警察署員らが新1年生などの児童・生徒に交通安全を呼びかけました。

古平町の死亡事故ゼロの記録は平成27年3月31日現在3368日となっております。現在も継続中です。

平成27年4月12日執行 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙結果

町内7か所の投票所及び期日前投票所で行われた北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の結果は次のとおりです。

なお、北海道議会議員選挙は定数を上回る立候補者がいなかったため、無投票となりました。

【投票状況】

当日の有権者数 (人)	投票者総数(人)			投票率 (%)	前回投票率 (%)
	投票所投票者	期日前投票者	不在者投票者		
3,004	1,854	1,254	578	61.72	59.92

【期日前投票 投票状況(3/27~4/11)】

第1投票区	第2投票区	第3投票区	第4投票区	第5投票区	第6投票区	第7投票区	期日前投票者数
131	45	4	159	5	60	174	578

【開票状況】

北海道知事選挙

候補者名	得票数(票)
高橋 はるみ	1,263
佐藤 のりゆき	585
有効投票	A 1,848
無効投票	B 6
投票総数A+B	C 1,854
投票者数	D 1,854
CとDの不等号の内訳	0

北海道議会議員選挙

候補者名
村田 のりとし
いちはし 修治



◇お問合せ先

古平町選挙管理委員会事務局

☎ 42-2181 内線21・22

5月の休日当番病院

《医科》

◇5月3日(日)

わたなべ内科医院

(☎ 22-3989)

◇5月4日(月)

北郷耳鼻咽喉科医院

(☎ 23-5533)

◇5月5日(火)

佐野内科クリニック

(☎ 22-7001)

◇5月6日(水)

勝田内科皮膚科クリニック

(☎ 22-3843)

◇5月10日(日)

中島内科

(☎ 22-3866)

◇5月17日(日)

勤医協余市診療所

(☎ 22-2861)

◇5月24日(日)

ながい小児科医院

(☎ 23-6881)

◇5月31日(日)

田中内科医院

(☎ 22-6125)

※当番医の診療時間は9時～17時まで。

※夜間については余市協会病院で急に患に限り診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時
診療科目 内科、小児科、外科、
整形外科

《歯科》

◇5月3日(日)

佐藤歯科医院

(☎ 22-3678)

◇5月4日(月)

ねりあい歯科医院

(☎ 23-2633)

◇5月5日(火)

荒木歯科医院

(☎ 22-6200)

診療時間 午前9時～正午



国や道などからのお知らせ

【平成27年度の自動車税の納期限について】

6月1日(月)が納期限です。自動車税は毎年4月1日現在に自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

5月7日に納税通知書を発行しますので、納期限までに納税をお願いします。コンビニ・クレジットカード(インターネット利用のみ)でも納税できます。

納税通知書が届かない方や納税についてお問い合わせがある方は、左記までご連絡ください。

◇お問合せ先

後志総合振興局小樽道税事務所
☎0134-23-9441

【平成27年度調理師試験の実施について】

平成27年度調理師試験を次のとおり実施します。

○日時 8月27日(木)

午後1時30分～午後4時

○試験地 札幌市※後志圏域在住の方は札幌市が試験地となります。

○受験資格 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、給食施設又は飲食店営業、魚介類販売業若しくはそうざい製造業で、平成27年

5月22日までに、2年以上調理の業務に従事した方。

○受験願書受付期間

5月11日(月)～5月22日(金)

○受験願書配布場所

- ・各保健所・支所で配布
- ・北海道HPからダウンロード
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/sikaku/chourishi-shiken-home.htm>

◇受験願書提出先・お問合せ先

北海道俱知安保健所 健康推進課
健康増進係
〒044-8588

虻田郡倶知安町北1条東2丁目

後志合同庁舎内

☎0136-23-1952

余市支所

〒046-0015

余市郡余市町朝日町12

☎0135-23-3104

北海道岩内保健所 健康推進課

〒045-0022

岩内郡岩内町字清住252-1

☎0135-62-1537

【余市警察署からのお知らせ】

○春の地域安全運動

例年、5月以降は、身近なところで発生する犯罪が増加する傾向にあることから北海道警察では、5月11日から20日までの10日間、「春の地域安全運動」を実施し、自治体や防

犯協会、事業者、防犯ボランティアなどの地域住民の方々と連携し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

- ・タイヤ盗難の被害を防ぐため、タイヤは鎖などで連結した上で、鍵のかかる場所に保管しましょう。
- ・車上ねらいの被害を防ぐため、駐車するときは車内に荷物を放置せず、必ず鍵をかけましょう。

- ・「名義を貸して」、「名義貸しは違法。警察に捕まる」、「レターパック・ゆうパック・宅配便で現金を送って」と言われたら詐欺です。

- ・家族や地域の絆を深めて、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害を防ぎましょう。

- ・子供を犯罪被害から守るため、「いかのおすし」の防犯標語を使った指導や家庭でのルールづくり、登下校時の見守り活動などを行います。また、子供から不審者情報を聞いたり、助けを求められたときは、すぐに警察に連絡しましょう。

◇お問合せ先
余市警察署 ☎22-0110



【各種自衛官等の募集】

○自衛官候補生(男子)、技術海上・航空幹部、技術海曹・空曹を募集します。

細部応募資格等についてはお問い合わせ下さい。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部 小樽地域事務所(小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル2F)
☎0134-22-5521

【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○開設日 5月20日(水)

○場所 余市中央公民館2F

○開設時間 午後1時～午後4時

○相談時間 1人、30分まで

○予約受付 相談には事前予約が必要
要です。

◇お問合せ先

役場 民生課 福祉係
☎42-2181



町民の皆さん よろしくお願ひします

【町職員関係の新採用】



教育委員会管理係
主事 佐竹 紅美
(二七〇町出身)

はじめまして。
私は今まで海の近くに住んでいたことがなく、海が見える古平町での生活はとても新鮮です。
古平町のことはまだあまりよくわからないので、これからたくさん勉強していきたいと思っています。
少しでも町の皆様のお役に立てるように頑張りますので、これからよろしくお願ひします。



産業課農政係
主事 山條 力矢
(札幌市出身)

はじめまして。山條力矢と申します。
古平は母の実家があり、小さい頃から何回も訪れていて、とても自然が綺麗だと思っています。
まずは皆さんに顔と名前を覚えてもらいたいです。そして町民の皆さんから何でも相談される職員を目指したいです。
登山をするので、古平にある山を制覇したいと思っています。



民生課戸籍年金係
主事 山本 雄輝
(札幌市出身)

はじめまして。
今年から古平町で働くことになりました。
古平町は海や山に近く、自然豊かでとても空気が美味しい魅力あふれる町です。
そんな素晴らしい町に住む皆様のお役に立てるように精一杯努力して参りますのでよろしくお願ひします。



民生課福祉係
兼環境対策係
主事 石崎 大成
(小樽市出身)

はじめまして。
古平町は海があるという点や町の雰囲気も私の地元似ているので親しみを感じています。
仕事では1日でも早く町民の皆様にご信頼いただける職員になるよう努力したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【北後志消防組合古平支署の新採用】

はじめまして。
私は小学生のときによくお祭りを見に古平に来ていました。でも、古平のことはまだ詳しくわからないので、これから古平町についてたくさん勉強していきたいと思っています。
そして、町民のみなさんとたくさんコミュニケーションをとり、信頼していただけるような消防士を目指して頑張ります。一生懸命仕事に取り組みます。みなさんどうかよろしくお願ひいたします。
野球が大好きなので、野球も頑張っていきたいと思っています。



北後志消防組合
古平支署 警防係
西澤 裕太
(余市町出身)

【町職員関係の新採用】



古平小学校
教諭 木村 孝司
(共和町立北辰小学校より)



古平小学校
校長 中田恭太郎
(積丹町立余別小学校より)



古平中学校
教諭 石塚 亮太
(須知町立須知中学校より)



古平中学校
教諭 菊池 大志
(音更町立共栄中学校より)



古平中学校
事務職員 高橋勝芳
(岩内町立岩内中学校より)



- 町職員の人事異動**
 □4月1日付 ※()は前職
【総務課】
 ▼総務課長 (議会事務局) 藤田克禎
 ▼総務係 (総務課総務係兼防災対策係) 羽生圭佑
【企画課】
 ▼企画課長 (総務課長) 小玉正司
 ▼企画調整係長 (財政課財政係長) 人見完至
 ▼企画調整係 (総務課企画企画調整係) 齋藤大地
 ▼防災対策係長 (総務課防災対策係長) 松尾貴光
 ▼防災対策係 (民生課健康保険係) 前田翔大
 ▼広報統計係長 (総務課広報統計係) 佐藤祐子
【財政課】
 ▼財政係長 (後志広域連合派遣) 瀨野尾裕人
 ▼収納係長 (民生課福祉係兼環境対策係) 黒川寿
【民生課】
 ▼福祉係兼環境対策係 (新規採用) 石崎大成
 ▼健康保険係 (財政課課税係) 本間怜
 ▼戸籍年金係 (新規採用) 山本雄輝
【保健福祉課】
 ▼介護支援係長 (保健福祉課高齢者支援係長) 川上由香利
 ▼高齢者支援係長 (保健福祉課介護支援係長) 細川武彦
【産業課】
 ▼産業課長兼商工観光係長 (幼児七

ンター所長) 宮田誠市 ▼農政係長 (教育委員会給食センター係長) 小澤浩二 ▼農政係(新規採用) 山條力矢 ▼水産係長(産業課水産係長兼商工観光係長) 田名辺信行

【幼児センターみらい】

▼所長 野島照久(非常勤) ▼保育係長(幼児センター保育士) 堀由美子 ▼(民生課戸籍年金係) 八反田久美

【子育て支援センター】

▼保育士(幼児センター保育士) 笹田佳奈

【議会事務局】

▼事務局長(総務課企画調整係長) 本間克昭

【教育委員会】

▼管理係(新規採用) 佐竹紅美 ▼給食センター係長(財政課収納係長) 佐々木一彦

【農業委員会】

▼事務局長兼庶務係長(幼児センター所長) 宮田誠市 ▼庶務係(産業課農政係) 山貝健二

【後志広域連合派遣】

▼(農業委員会庶務係長) 岩戸真二

◎退職(3月31日付)

▼(産業課長) 村上豊 ▼(産業課農政係長) 相良淳一 ▼(子育て支援センター主任(再任用)) 本間千枝

北後志消防組合古平支署の人事異動

□4月1日付 ※() は前職

▼副支署長(主幹) 永井進 ▼警防係(新規採用) 西澤裕太

教職員の人事異動

◎転入教職員 ※() 内は前任地

【古平小学校】

▼校長 中田恭太郎(積丹町立余別小学校) ▼教諭 木村孝司(共和町立北辰小学校) ▼特別支援員 小笠原昌子(古平町立古平小学校)

【古平中学校】

▼教諭 菊池大志(音更町立共栄中学校) ▼教諭 石塚亮太(俱知安町立俱知安中学校) ▼事務職員 高橋勝芳(岩内町立岩内第一中学校)

◎転出教職員 ※() 内は新任地

【古平小学校】

▼教諭 佐藤末幸(小樽市立高島小学校) ▼教諭 草嶋美明(赤井川村立赤井川小学校)

【古平中学校】

▼教諭 大崎末生(共和町立共和中学校) ▼事務職員 西尾俊裕(喜茂別町立喜茂別中学校) ▼養護教諭 吉田友香(北竜町立真竜小学校)

◎退職

【古平小学校】

▼校長 野島照久 ▼教諭(再任用) 小笠原昌子

登記に関するQ&A

〜第2回「誰が相続人になるの?(1)」〜

4月号から連載でお知らせしている登記に関するQ&Aですが、第2回目は「誰が相続人になるの?(1)」をご案内します。

Q 夫が亡くなりました。相続登記の手続きをしたいけど、誰のハンコが必要になるの?

A 相続権のある者全員で話し合いをし、書類に実印を押印してもらう必要があります。その範囲は法律で次のとおり定められています。

①子がいる場合〜妻と子

先に亡くなっている子がいる場合はその孫に相続権があります。子も孫も先に亡くなっているときはひ孫と続きます。

②子はおらず夫の父母がいる場合〜妻と 夫の父母

父母がともに先に亡くなっているときは祖父母と続きます。③子はおらず、夫の父母や祖父母も先に亡くなっている場合〜妻と夫の兄弟姉妹

先に亡くなった兄弟姉妹がいる場合は甥姪まで相続権があります。

※養子や養父母がいる場合、実子や実父母と同じ相続権があります。相続登記についてのご相談は最寄りの司法書士会へお気軽にご相談ください。

次回は、第3回「誰が相続人になるの?(2)」をテーマにご案内します。ご不明な点は、札幌司法書士会までお問い合わせください。

◇お問合せ先

札幌法務局 小樽支局

☎0134-23-3012

ホームページ

http://hokkaido.kyokai.moj.go.jp/sapporo

札幌司法書士会 小樽地区

☎0134-62-6734

ホームページ

http://www.sihosyosi.or.jp/

札幌土地家屋調査士会

☎011-271-4593

ホームページ

http://www.saccho.com/

子育て支援センターの活動！

平成26年度、古平町子育て支援センターはたくさんのお親子に親しまれ、3,240人以上(延べ人数)の方々に利用していただきました。

今後とも地域全体に親しまれ、古平町の親子が楽しんで子育てができるようサポートしていきます。お気軽に遊びに来てください。

みんなの広場

センターの遊具や絵本などで自由に遊べます。保育士による遊び(手遊び・絵本の読み聞かせなど)の間もあります。



- ◆対象 町内在住の0歳～小学校就学前のお子さんと保護者(ただし幼児センターの通園児は対象外)
- ◎実施日 毎週 火曜日と木曜日
- ◎時間 午前10時～11時30分

行事の広場

誕生会や季節に合わせた行事(遠足・七夕・クリスマス・ひなまつり

など)を行います。

- ◆対象 町内在住の0歳～小学校就学前のお子さんと保護者(ただし幼児センターの通園児は対象外)
- ◎実施日 支援センター便りに掲載
- ◎時間 午前10時～11時30分

年齢別の広場

同年齢の子どもを持つ親子で交流します。保育士による遊び(手遊び・絵本の読み聞かせなど)の時間もあります。



ひよこの広場

- ◆対象 平成26年4月2日以降に生まれたお子さん(新生児・0歳児)と保護者
- ◎実施日 支援センター便りに掲載
- ◎時間 午前10時～11時30分



ぺんぎんの広場

- ◆対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日までに生まれたお子さん(1歳児)と保護者
- ◎実施日 支援センター便りに掲載

- ◎時間 午前10時～11時30分



うさぎの広場

- ◆対象 平成24年4月2日～平成25年4月1日までに生まれたお子さん(2歳児)と保護者
- ◎実施日 支援センター便りに掲載
- ◎時間 午前10時～11時30分

子育て・育児相談

子育てについて心配なこと等、どんなことでもお気軽にお話しください。電話・面談にて相談に応じます。

- ◎電話相談 毎週 月～金曜日 午前10時～午後4時(お昼休み午後0時～午後1時)
- ◎面接相談 事前にお電話ください

絵本の貸し出し・自由開放

広場がない時でも、支援センターで自由に遊んだり絵本を借りに来たりすることができます。

- ◎時間 午前10時～午後4時(お昼休み午後0時～午後1時)

子育て講習会

「お菓子作り教室」「ベビーマッサージ教室」「おはなしの広場」「給食試食会」「人形劇鑑賞会」「子育て講



演会」などを行い、子育てについて学びながら保護者同士の交流を図ります。



12月 クリスマス会



9月 えんそく



5月 こどもの日の会



3月 陽だまりの会



10月 うんどうかい



7月 みずあそび

◇お問い合わせ

子育て支援センター 担当 笹田

電話 42-4151
FAX 42-4152

ふるびら元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介し
ます。
今月号は4月に誕生日を迎えた
子どもたちです。



真浦 美月ちゃん
みつき
4月22日生
保護者 大輝さん
怜さん
(港町)

(怜さんより)
いつもここにここで優しい
子に育ってほしい



阿部 心咲ちゃん
みさき
4月12日生
保護者 峻一さん
志津香さん
(旭町)

(志津香さんより)
元気で優しい子に育って
ほしい

行政相談委員に大石英晋さんが 再委嘱されました

4月1日付けで総務大臣から古平地区の行政相談委員として大石英晋さんが再委嘱されました。任期は平成27年4月1日～平成29年3月31日までの2年間です。

行政相談委員は、国民と行政の架け橋として、国の役所や特殊法人等の業務に関する苦情や意見要望を受け付け、解決を促進する仕事を行っています。



◆連絡先 古平町大字浜町363
☎42-2042

相談は無料で秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

B & G 海洋センターに 「夢の貯金箱」を設置

社会福祉・教育・文化、船舶・海洋、海外協力援助などの事業を支援する日本財団が運営する自動販売機「夢の貯金箱」が、B & G 海洋センターに設置されました。

「夢の貯金箱は」ドリンク1本の購入につき10円が寄付となる自動販売機で、寄付金の使い道は、寄付者の投票により決められます。現在は「いじめ自



殺をSTOP!」「災害現場にもつと市民の力を!」「障害者を一流のシヨコラティエに!」という3つのプロジェクトが取り組まれていきます。ぜひご利用ください。

除雪ボランティアに 感謝状贈呈



3月27日、文化会館教育長室で、除雪ボランティアとして公共施設の除雪を行ってくれた余市町の中村建設株式会社へ成田教育長より感謝状が贈呈されました。



中村建設株式会社は、3月17日～20日に、中島スポレク広場の雪が早く溶けて使用できるよう、重機で雪割を実施してくれました。

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

古平の川口近くにゴメ群れて練よぶの力暇なく声を
自からの心を塞ぐ憂いあり慰くるるや清らに降る雪
カーテンを開ければ眩い光り差し温もりの中春待ちをりぬ
如月の日は薄雲を透かし見え明るきままに雪の降りくる
雪あれど一足早き雛祭り桃の香りは永久に優しく
笑いヨガお達者仲間とフッハッハー声はり上げぬ脳のためにと
寺田 カツ子



古平俳句会

港にも島にも寄らず鳥帰る
燈台はいつも孤独や鳥帰る
渡辺 嘉之
室谷 弘子

一匹の練に弾む今朝の阜
春雪の転がるやうに日本海
余生とは言葉侘しや凍ゆるお
繋がりのおすれ古里村の春
病む姉を生涯たくされ蓮華草
子の誕生三八年雛飾る
高橋 重子
仲谷 比呂子

野遊の今だ冷たき流れかな
春の水古里の川生き返り
山口 哲



町長室から 雑感

早い春の訪れに感謝：2月の中旬以降気温が上昇して雪解けが順調に進み、役場の観測地点での積雪がゼロとなったのは3月29日、年度内に積雪ゼロとなったのは実に6年振りである。この間、雨で小河川での越流が多少あったものの、大事に至らず安堵したところであるが、因みに19年度の前のゼロ記録は13年度だったそう、偶然にも6年サイクルとなっているのが面白い。ただ、過去2回は余り雪の多い年ではなかったが、今回は降雪累計が981cm、最大積雪深が165cmと、強いて言えば5年連続の大雪と言えるものがあり、除雪経費も降雪日数が多かった前半に大部分を費やしており、総体的には早い雪解けに期待したほどの余剰が出なかったのが何とも悔しい。雪の降り方次第で大きく異なる経費、町民の皆さんの更なるご協力をお願いしたい。

参考（降雪累計、最大積雪深）

平成13年度	590cm	1000cm
平成19年度	741cm	123cm

古平町長 本間 順司

ご寄付いただき誠にありがとうございます(敬称略)

◎土地

47・86㎡

斉藤 シゲ(浜五)

おたんじょうおめでとう

氏名 生年月日 保護者 町内
入間川心奈ちゃん 3・31 亮さん 浜三

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
澤口 芳江さん	92歳	3・17	栄町
脇坂 幹夫さん	74歳	3・15	旭町
佐々木金治さん	85歳	3・21	旭町
佐藤 ツタさん	78歳	4・8	御崎町
小林 昭一さん	79歳	4・12	清住

町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,370人	(-13)
男 1,598人	(0)
女 1,772人	(-13)
世帯数 1,843世帯	(+2)
外国人 29人	(0)
男 2人	(0)
女 27人	(0)

(平成27年3月末日現在住民基本台帳人口)

